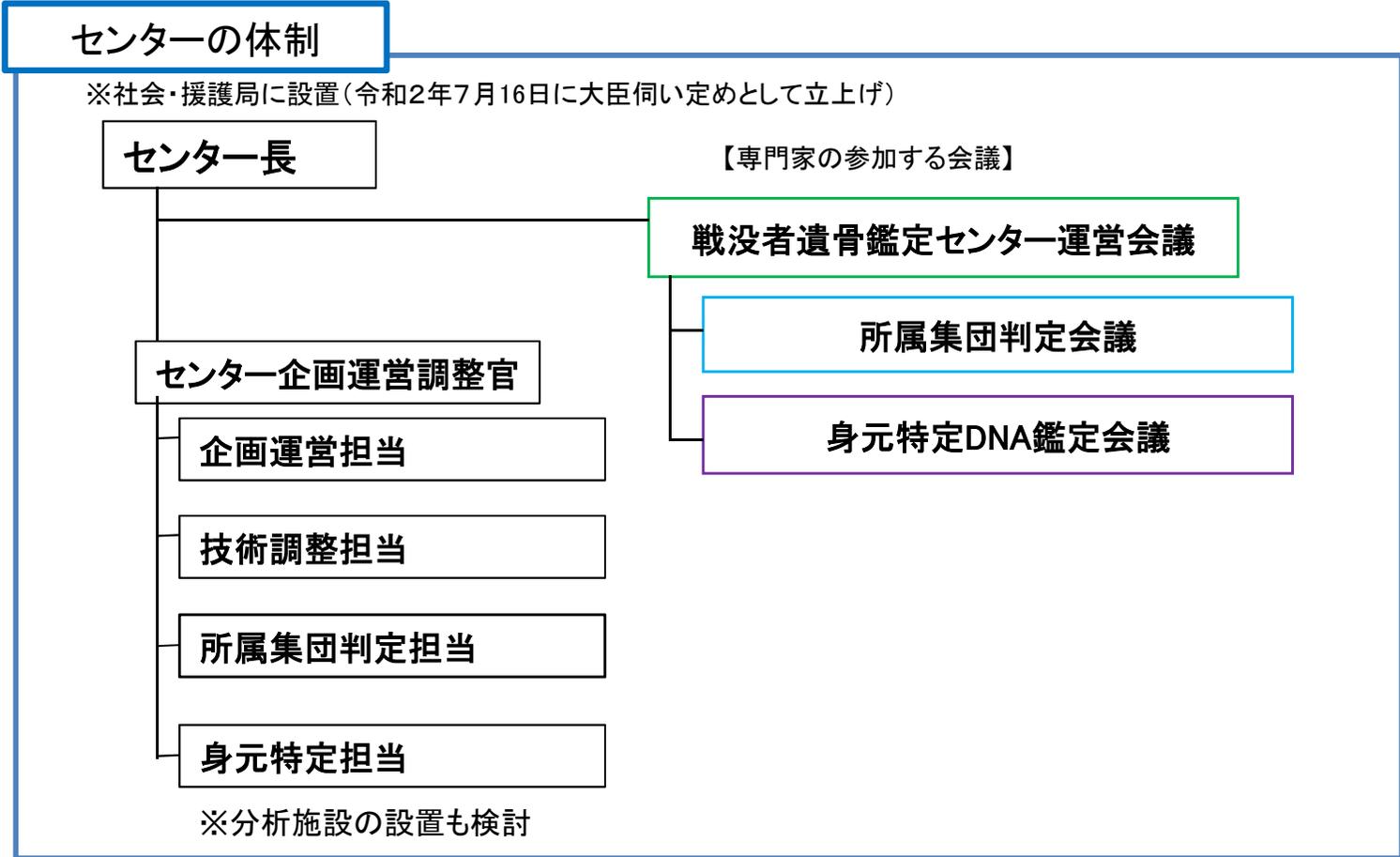


- 業務内容**
- 遺骨の科学的な鑑定
    - ・日本人か否かの所属集団判定(形質鑑定、DNA鑑定)
    - ・遺族との身元特定
  - 遺骨収容に関する技術的事項
  - 戦没者遺骨の鑑定に関する研究
    - ・最新の技術、研究の実務への応用を目指す
  - 諸外国の鑑定機関との共同鑑定



戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

戦没者遺骨鑑定センターの運営を含む遺骨収集事業全般について、定期的に報告し、外部有識者の意見をいただく

## 戦没者遺骨鑑定センター運営会議の 開催について

### 1. 目的

戦没者遺骨鑑定センターの業務の適正運営及び戦没者遺骨の鑑定の適正実施のため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「戦没者遺骨鑑定センター運営会議」（以下「会議」という。）を開催し、同センターの年度計画の審議を行うとともに、戦没者遺骨の鑑定方法の見直しや新たな鑑定技術の活用等について議論を行う。

### 2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学、人類学等の専門的知識を有する者）。

### 3. 運営

会議は、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることや DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

### 4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

別紙

## 戦没者遺骨鑑定センター運営会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
しのだ けんいち 篠田 謙一	国立科学博物館副館長
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学副学長

注 ○は座長

## 所属集団判定会議の開催について

### 1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定や形質鑑定の結果、埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案し、日本人の遺骨であるか否かを判断するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「所属集団判定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

### 2. 構成

- (1) 会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学、人類学等の専門的知識を有する者）。
- (2) 構成員の中から、DNA 鑑定分科会を参集する。

### 3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

### 4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

## 別紙

## 所属集団判定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あだち のぼる 安達 登 ※	山梨大学医学部法医学講座教授
きたがわ みさ 北川 美佐 ※	大阪医科大学医学教室技術員副主幹
さかうえ かずひろ 坂上 和弘	国立科学博物館人類研究部研究主幹
さか ひでき 坂 英樹	明海大学歯学部教授
しのだ けんいち 篠田 謙一 ○※	国立科学博物館副館長
たけなか まさみ 竹中 正巳	鹿児島女子短期大学生生活科学科教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学副学長
やまだ よしひろ 山田 良広 ※	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座 法歯学教授

注 ○は座長

※は DNA 鑑定分科会構成員

## 身元特定 DNA 鑑定会議の開催について

### 1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定の結果等を勘案して身元を特定し、遺族に返還するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「身元特定 DNA 鑑定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

### 2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学等の専門的知識を有する者）。

### 3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

### 4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

## 別紙

## 身元特定 DNA 鑑定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
あさり まさる 浅利 優	旭川医科大学法医学講座准教授
うめつ かずお 梅津 和夫	山形大学医学部医学科法医学教室客員准教授
きたがわ みさ 北川 美佐	大阪医科大学法医学教室技術員副主幹
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
つつみ ひろふみ 堤 博文	日本大学歯学部法医学講座専任講師
なかむら やすたか 中村 安孝	東京歯科大学法歯学・法人類学講座講師
はしやだ まさき 橋谷田 真樹	関西医科大学医学部法医学講座准教授
ふくい けんじ 福井 謙二	東京慈恵会医科大学法医学講座講師
まつすえ あや 松末 綾	福岡大学医学部法医学教室講師
みなぐち きよし 水口 清	東海大学医学部客員教授
やまだ よしひろ 山田 良広	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座法 医歯科学教授
よしい とみお 吉井 富夫	元警視庁科学捜査研究所理事官

注 ○は座長

# 戦没者遺骨鑑定センターの取組状況について

## 【スケジュール】

- 7月16日 厚生労働大臣伺い定め室として立ち上げ
- 7月17日 戦没者遺骨鑑定センターの立ち上げをプレスリリース
- 7月29日 第1回戦没者遺骨鑑定センター運営会議、第1回身元特定DNA鑑定会議
- 7月31日 第1回所属集団判定会議

## 【各会議の検討状況】

### ○戦没者遺骨鑑定センター運営会議の議論の状況

- ・会議の進め方について  
運営会議の主な議題、当面の検討課題等を整理。
  - － 令和3年度以降のセンター組織体制
  - － 鑑定機関における鑑定数を増加させるための方策 等
- ・遺骨収集事業(収集及び鑑定)の概要について  
これまでの遺骨収集事業の取組状況等を報告。

### ○所属集団判定会議の議論の状況

- ・所属集団判定会議について  
当面の検討課題等を整理し、日本人と判定する基準、遺骨収容に関する技術の向上等について、検討していくこととされた。
- ・国際的なデータベースを基に日本人と判定する基準について  
国際的なデータベースを基に日本人と判定する基準(以下「判定基準」という。)を設定するに当たり整理すべき事項について議論を行いました。今後さらに具体的な判定基準を議論していくこととされた。  
判定基準の議論を行う際、令和元年8月に検体を収集したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体のDNAデータ等を資料として検討した。  
14検体のうち、2検体については日本人の遺骨である蓋然性が低く、その他の12検体については日本人の遺骨である蓋然性があるが、判定結果を確定するには至らず、引き続き、判定基準を含め議論を行い、日本人の遺骨であるか否かを判定することとされた。  
※ 上記2検体については、外務省を通じて、カザフスタン共和国に対し、今後の取扱い(返還手続)について、協議を行いたいことを伝達した。

## ○身元特定DNA鑑定会議の議論の状況

### ・鑑定結果の確認について

今回63件(遺族からの申請件数)について鑑定を行った。

血縁関係の判定を行ったものが52件。このうち、血縁関係が確認できるとされたものが3件。血縁関係の確認ができな  
いとされたものが49件。その他、11件については、より精度を高めた分析、DNA型の追加検査等が必要とされ、今後再確  
認することとなった。

### ・キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁にて收容された米国DPAA管理下のアジア系遺骨の身元特定について

キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁にて收容された米国DPAA(米国国防総省捕虜・行方不明者調査局  
(Defense POW/MIA Accounting Agency))管理下のアジア系遺骨については、昨年、米国DPAAより、日本及び韓国に対  
しDNA鑑定等のための検体が提供され、以来、日米韓の専門機関が身元特定のためのDNA分析等を実施している。

今般、そのうちの1柱について、日本人遺族との間に血縁関係があるとの結果を得て8月26日に公表した。

今回身元が特定されたご遺骨は、現在、ハワイにおいて保管されているため、新型コロナウイルスの感染拡大による渡  
航制限が解除された後、ご遺骨を日本へ送還する予定。

なお、今回身元が特定された戦没者の氏名等については、ご遺族のご了解が得られた場合に、別途、都道府県を通じ  
て公表する予定。

この1柱に加えて、もう1柱日本人遺族との間に血縁関係があるとの結果が得られた。(米国及び米国を通じて韓国も結  
果を確認済み。)

令和2年9月4日

【照会先】

- ・鑑定に関すること  
社会・援護局事業課鑑定調整室  
室長補佐 萩原 竜佑（内線3439）  
（直通番号）03-3595-2228
- ・遺骨収集に関すること  
社会・援護局事業課事業推進室  
室長補佐 渡邊 幸信（内線3457）  
（直通番号）03-3595-2469

報道関係者 各位

## 所属集団判定会議（第1回）について

遺骨収集事業においては、本年5月に公表した「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」（以下「見直し方針」という。）に基づき、検体のみを持ち帰り、日本人の遺骨であると判定された場合に、検体以外の部位を持ち帰ることとしています。

この日本人の遺骨と判定するための専門家の会議として「所属集団判定会議」が設置され、初めての会合が去る7月31日に開催されました。

この会議の議事要旨については別途公開いたしますが、初めての会合であることも踏まえ、その会議での検討状況について公表します。

### ※所属集団判定会議

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、ロシアで収容された遺骨の一部について、日本人の遺骨ではない可能性が指摘されていたにもかかわらず、適切な対応がなされていなかったことから、有識者会議の意見を踏まえ、遺骨収集事業の見直しを行い、本年5月に見直し方針を公表しました。

見直し方針においては、日本人の遺骨であるかの判定を、専門家による会議で行うこととしており、所属集団判定会議は、そのための会議として、戦没者遺骨鑑定センターの立上げに合わせて、設置したものです。

#### 1 所属集団判定会議について

- ・当面の検討課題等を整理し、日本人と判定する基準、遺骨収容に関する技術の向上等について、検討していくこととされました。

## 2 日本人遺骨の判定について

- ・国際的なデータベースを基に日本人と判定する基準について

国際的なデータベースを基に日本人と判定する基準（以下「判定基準」という。）を設定するに当たり整理すべき事項について議論を行いました。今後さらに具体的な判定基準を議論していくこととされました。

判定基準の議論を行う際、令和元年8月に検体を採取したカザフスタン（第347収容所レニノゴルスク市）埋葬地の14検体のDNAデータ等を資料として検討しました。

14検体のうち、2検体については日本人の遺骨である蓋然性が低く、その他の12検体については日本人の遺骨である蓋然性があるが、判定結果を確定するには至らず、引き続き、判定基準を含め議論を行い、日本人の遺骨であるか否かを判定することとされました。

※ 昨年8月に検体を採取した上記の事例においては、過去にロシアで収容された遺骨の一部に日本人でない遺骨が含まれている可能性があるとの指摘を踏まえ、現地に派遣した日本人鑑定人が慎重に骨の形質鑑定を行い、日本人の遺骨であることに少しでも疑義がある場合には検体のみを持ち帰り、その他の部位は現地に未焼骨で保管するという方針の下で実施しました。

上記2検体については、骨の形質鑑定において、ヨーロッパ系とアジア系の特徴を併せ持つ遺骨であると判断したため、DNA鑑定に必要な最小限の量の遺骨（歯など）を検体として持ち帰り、その他の部位は現地に再埋葬しています。

なお、今後行われる遺骨収集においては、本年5月に定めた新たな遺骨収集の手順に基づき、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合のみ検体を持ち帰り、それ以外の場合は持ち帰らないこととしており、今後は当該2検体のようなケースでは検体も持ち帰らない取扱いとなります。

上記2検体については、外務省を通じて、カザフスタン共和国に対し、今後の取扱い（返還手続）について、協議を行いたいことを伝達しました。

※ 本プレスリリースは、カザフスタン共和国との調整を行い、調整を終えたことから、今般公表に至ったものです。

（資料）

○別添1：所属集団の判定について

○別添2：カザフスタン（第347収容所レニノゴルスク市）埋葬地で採取した検体について

# 所属集団の判定について

○ 「遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し」において、DNAによる所属集団の鑑定は、①WEB上のデータベースを参照したDNA分析、②次世代シーケンサによるSNP分析の2段階で行うこととしている。

①については、STR型を基本とした分析(Y-STR、ミトコンドリアDNA)を行い、国際的に利用されているWEB上のデータベース(YHRD、EMPOP)を参照し、日本人の遺骨であるかを判定することとしている。この方法では、アジア系、ヨーロッパ系、アフリカ系の分類は可能であるが、それ以上の分類については、困難な場合が多い。

※別添2のカザフスタンの遺骨で日本人の蓋然性が低いとされた2検体については、この方法でヨーロッパ系とされたもの。

②については、次世代シーケンサを用いて、多数のSNPを解析することで、①で判定できない場合に更に詳細に遺伝的な集団の分類が可能とされるもの。

○ ①、②において、日本人と判定する基準については、所属集団判定会議において議論することとしている。

○ 第1回所属集団判定会議においては、日本人と判定する基準についての整理すべき事項を示し、昨年8月に検体を採取したカザフスタン埋葬地の遺骨のDNAデータ等を資料として提示し議論を行った。判定基準については引き続き議論することとしており、カザフスタンの14検体についても、判定結果が示されたものではない。

## カザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地で採取した検体について

- 令和元年8月に標記埋葬地において、検体の採取を行い、遺骨(14柱)について所属集団の判定を目的としたDNA鑑定に必要な最小限の量の遺骨(歯など)(14検体)のみを持ち帰り、その他の部位は現地に再埋葬した。
- これら14検体については、令和2年5月21日に公表した「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」に基づき、鑑定機関においてDNAの分析(Y染色体STR型、ミトコンドリアDNA)を行った上で、その鑑定結果について「第1回所属集団判定会議」(令和2年7月31日開催)において議論した。
- その結果、14検体のうち、2検体については日本人の遺骨である蓋然性が低いとの判定結果が示され、その他の12検体については日本人の遺骨である蓋然性があるが、「第1回所属集団判定会議」で示されたデータを踏まえ、引き続き、日本人と判定する基準を含め議論を行い、日本人の遺骨であるか否かを判定することとしている。
- この2検体については、外務省を通じて、カザフスタン共和国に対し、今後の取扱い(返還手続)について、協議を行いたいことを伝達した。
- なお、上記2検体については、現地に派遣した日本人鑑定人が行った形質鑑定において、ヨーロッパ系とアジア系の特徴を併せ持つ遺骨であると判断したものであり、昨年8月の時点では当該検体を持ち帰る取扱いとしていた。(昨年度の海外における遺骨収集は、同様の取扱いのもと12月まで実施。)今後行われる遺骨収集においては、本年5月に定めた新たな遺骨収集の手順に基づき、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合のみ検体を持ち帰り、それ以外の場合は持ち帰らないこととしており、当該2検体は持ち帰らない取扱いとなる。

### 【参考】「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」(抄)

- ・ 日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体(遺骨の一部)を採取して持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管。
- ・ 検体のDNA分析等を行い、専門家による総合的な判断を実施。日本人の遺骨であると判定された場合に、検体以外の部位を現地で焼骨し、持ち帰る。
- ・ なお、日本人の遺骨である蓋然性が低いとされた場合、相手国に協議した上で検体を原則返還する。

令和2年8月26日（水）

【照会先】

社会・援護局事業課鑑定調整室  
（戦没者遺骨鑑定センター）

<鑑定結果について>

室長補佐 萩原 竜佑（内線3439）

<米国D P A Aについて>

係長 鳥羽 有沙弥（内線4513）

（代表番号）03(5253)1111

（直通番号）03(3595)2228

報道関係者各位

## キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁にて收容された 米国D P A A管理下のアジア系遺骨の身元特定について

キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁にて收容された米国D P A A（※1）管理下のアジア系遺骨については、昨年、米国D P A Aより、日本及び韓国に対しD N A鑑定等のための検体が提供され（※2）、以来、日米韓の専門機関が身元特定のためのD N A分析等を行っているところです。

厚生労働省においては、昨年5月以降、都道府県を通じ、タラワ環礁における戦没者のご遺族の調査を行い、検体の提供を呼びかけ、ご遺族から提供された検体と米国D P A Aから提供された検体の照合を行っております。今般、1柱について、日本人遺族との間に血縁関係があるとの結果を得ましたのでお知らせいたします。

当該鑑定結果については、米国D P A Aを通じて、韓国における分析結果と一致したことを確認したところであり、今回の米国及び韓国の取組について感謝いたします。厚生労働省としては、今後も関係国との協力関係を強化し、ご遺骨の身元特定を進めてまいります。

また、今回身元が特定されたご遺骨は、現在、ハワイにおいて保管されているため、新型コロナウイルスの感染拡大による渡航制限が解除された後、ご遺骨を日本へ送還する予定です。

なお、今回身元が特定された戦没者の氏名等については、ご遺族のご了解が得られた場合に、別途、都道府県を通じて公表する予定です。

※1 米国D P A A…米国国防総省捕虜・行方不明者調査局  
(Defense POW/MIA Accounting Agency)

※2 合計162検体